

「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱う  
に当たっての留意事項」の改正について

愛知労働局労働基準部健康課

雇用管理に関する事項のうち健康診断の結果、病歴、その他健康に関する情報（以下「健康情報」という。）の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律第8条の規定に基づき策定された「雇用管理に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業主が講ずべき措置に関する指針（平成16年厚生労働省告示第259号「指針」）に定めるものに加えて事業者が留意すべき事項を「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」（平成16年10月29日付け基発029006号。以下「通達」という。）で定めています。

今般、「個人情報保護に関するガイドラインの共通化について」（「関係官庁連絡会議申し合わせ」）を踏まえ、「指針」について、内閣府が申し合わせで示した標準的ガイドラインの構成に沿った内容とする改正が行われ、「雇用分野における個人情報保護に関するガイドライン」（平成24年厚生労働省告示第357号）が平成24年5月14日に公布され、平成24年7月1日から適用されることとなりました。

本改正を踏まえ、通達の別紙「雇用管理に関する個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項」についても改正されましたが、主な改正点は下記のとおりとなっています。

記

1 第3の1の(2)の追加（新規）

安衛法第66条第1項から第4項までの規定に基づく健康診断は、事業者が実施する義務を負うとされている。事業者が健康診断の実施に当たって、医療機関に健康診断の実施を委託することがあるが、その際事業者が、健康診断の実施に必要な労働者の個人データを医療機関に提供すること、医療機関が委託元である事業者に対して労働者の健康診断の結果を提供することは、それぞれ安衛法に基づく行為であり、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という）第23条第1項第1号の「法令に基づく場合」に該当し、本人の同意を得なくても第三者提供の制限を受けない。

2 第3の1の(2)の変更

第3の1の(2)は第3の1の(3)に繰り下げられた。

事業者が、健康保険組合等に対して労働者の健康情報の提供を求める場合の考え方が、「事業者と健康保険組合等とは異なる主体であることから、法23条の第三者提供に該当する」から「健康保険組合等は当該事業者に当該労働者の健康情報を提供することを目的として取得していないため、法23条の第三者提供の制限に該当する」と変更された。

なお、事業者が、健康保険組合等に対して労働者の健康情報の提供を受ける場合は、予めこれらの情報を取得する目的を明らかにして労働者の同意を得る必要がある。

### 3 第3の1の(4)の追加(新規)

医療保険者は、加入者を使用している事業者等に対し、安衛法その他の法令に基づき事業者が保有している健康診断に関する記録の写しの提供を求めることは、法令に基づくものであるので、法第23条第1項第1号に該当し、本人の同意は必要とされない。

ただし、事業者が保有している健康診断に関する記録のうち、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第2条に定める項目に含まれないもの(業務歴、視力、聴力、胸部エックス線検査、喀痰検査)については、同意が必要とされる。